

千葉市規則第 1 3 号

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例
第 2 条第 1 項第 7 号の規定により水道技術管理者の資格を定める
規則の一部を改正する規則

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第 2
条第 1 項第 7 号の規定により水道技術管理者の資格を定める規則（平成
2 5 年千葉市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正前	改正後
千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例 第 2 条第 1 項第 7 号 の規定により水道技術管理者の資格を定める規則	千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例 第 2 条第 1 項第 6 号 の規定により水道技術管理者の資格を定める規則
1 千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成 2 4 年千葉市条例第 5 6 号。以下「条例」という。） 第 2 条第 1 項第 7 号 の規則で定めるものは、次のとおりとする。 （1）条例第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する学校の卒業者であって、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第 1 号の卒業者にあっては 1 年以上、同項第 2 号の卒業者にあっては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （2）技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （3）条例第 2 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を	1 千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成 2 4 年千葉市条例第 5 6 号。以下「条例」という。） 第 2 条第 1 項第 6 号 の規則で定めるものは、次のとおりとする。 [削る] [削る] （1）条例第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程以外の課程 を

修めて卒業した後（学校教育法
による専門職大学の前期
課程にあっては、修了した後）、同項第1号
に規定する学校**の卒業者** については5
年以上、**同項第3号**に規定する学校**の卒業
者** （同法による専門職大学の前期課程
にあっては、**修了者** ）については7年以
上、**同項第4号**に規定する学校**の卒業者**
については9年以上水道に関する技術上の
実務に従事した経験を有する者

**(4) 外国の学校において、条例第2条第1項第
1号若しくは第2号に規定する課程及び学
科目、同項第3号若しくは第4号に規定す
る課程に相当する課程若しくは学科目、同
項第5号に規定する学科目又は前号に規定
する学科目に相当する学科目**を、それぞれ
当該各号に規定する学校において修得する程
度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各
号**の卒業者（学校教育法による専門職大学
の前期課程の修了者を含む。）**ごとに規定
する最低経験年数以上水道に関する技術上の
実務に従事した経験を有する者

(5) [略]

[新設]

[新設]

2 1日最大給水量が**1,000立方メートル**
以下である専用水道については、前項第1号中
「**1年以上**」とあるのは「**6箇月以上**」と、
「**2年以上**」とあるのは「**1年以上**」と、**同項
第2号中「1年以上**」とあるのは「**6箇月以
上**」と、**同項第3号中「5年以上**」とあるのは
「**2年6箇月以上**」と、「**7年以上**」とあるの
は「**3年6箇月以上**」と、「**9年以上**」とある
のは「**4年6箇月以上**」と、**同項第4号中「最
低経験年数以上**」とあるのは「最低経験年数の

修めて卒業した後（学校教育法（**昭和22
年法律第26号**）による専門職大学の前期
課程にあっては、修了した後）、同項第1号
に規定する学校**を卒業した者**については5
年以上、**同項第2号**に規定する学校**を卒業
した者**（同法による専門職大学の前期課程に
あっては、**修了した者**）については7年以
上、**同項第3号**に規定する学校**を卒業した
者**については9年以上水道に関する技術上の
実務に従事した経験を有する者

**(2) 外国の学校において、条例第2条第1項第
1号から第4号までに規定する課程又は前
号に規定する課程に相当する課程**

を、それぞれ
当該各号に規定する学校において修得する程
度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各
号**に規定する学校を卒業した者**
ごとに規定
する最低経験年数以上水道に関する技術上の
実務に従事した経験を有する者

(3) [略]

**(4) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4
条第1項の規定による第二次試験のうち上
水道部門に合格した者（選択科目として
上水道及び工業用水道を選択したものに限
る。）であって、1年以上水道に関する技
術上の実務に従事した経験を有するもの**

**(5) 建設業法施行令（昭和31年政令第273
号）第37条第1項及び第2項の規定によ
る土木施工管理に係る1級の技術検定に合
格した者であって、3年以上水道に関する
技術上の実務に従事した経験を有するもの**

2 1日最大給水量が**10,000立方メートル**
以下である専用水道については、前項第1号

中「**5年**」とあるのは
「**2年6箇月**」と、「**7年**」とあるの
は「**3年6箇月**」と、「**9年**」とある
のは「**4年6箇月**」と、**同項第2号中「最
低経験年数**」とあるのは「最低経験年数の

2分の1 <u>以上</u> 」と 、それぞれ読み替えるものとする。	2分の1 」と、 <u>同項第4号中「1年」とあるのは「6箇月」と、同項第5号中「3年」とあるのは「1年6箇月」と</u> 、それぞれ読み替えるものとする。
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。